

資料提供

2023年11月1日
総務部総務課私学振興室
担当：高土、佐川
電話：029-301-2249

本県のいじめ対策の基本姿勢に係る声明について

今般、県内私立学校におけるいじめ事案に係る県の対応に関する報道がありました。

この報道を受け、改めて県のいじめ事案の対応に係る基本姿勢を示す声明を別添のとおり資料提供いたします。

茨城県のいじめ対策に係る声明

本県では、大井川知事就任以来、いじめ対策を県政の最重要課題の一つと捉え、「茨城県総合計画（第1次及び第2次）」、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（2020年4月施行）のもと、いじめの未然防止、いじめ発生時の適切な対応・支援に特に力を入れて取り組んできた。

この間、2015年に発生した取手市立中学校生徒のいじめによる自殺事案への対応をはじめ、公立・私立を問わず、学校においていじめが発生した際には、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」の趣旨に沿い、何より被害児童生徒とその保護者に寄り添った対応をしてきたところである。

こうした中、今般、県内私立学校におけるいじめ事案に関し、本年10月6日に私学振興室が発出した文書について、ガイドラインの趣旨を逸脱していると受け取られかねない報道がなされた。

しかしながら、次のとおり、ガイドラインの趣旨を逸脱するものではなく、これまでの取組の基本である被害児童生徒とその保護者に寄り添った対応に何ら変わりのないことを、ここに表明するものである。

- ・ いじめ重大事態の調査委員の人選に係る記述については、10月6日に私学振興室が発出した文書と文部科学省が訂正した文書のいずれもが、特定の人物の参画を求められた場合は職能団体等からの推薦が望ましいということを示しており、県の表現は断定的であるものの、ガイドラインの趣旨をねじ曲げたものではなく、表現の問題であるものと理解している。
- ・ ガイドラインに係る記述については、いじめ重大事態調査はガイドラインに沿って行われるべきとの前提の上で、ガイドラインは法令ではないため法的拘束力はないという一般的な性質を示したものであり、法令やガイドラインの趣旨を逸脱したものではないと考えている。

県では、今後とも、法令やガイドラインの趣旨に沿い、何よりも被害児童生徒とその保護者に寄り添った対応を行っていく所存である。

2023年11月1日

茨 城 県